

令和 7 年度 特定教育・保育施設等指導監査実施計画

1 基本方針

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対して、特定教育・保育施設等の設置者・事業者の責務、特定教育・保育等（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育）の提供及び施設・事業所の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について、周知徹底及び過誤・不正の防止を図るための指導等を実施することにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。なお、指導監査実施にあたっては、施設・事業所の負担軽減の観点から、効果的・効率的な実施方策を検討することとする。

2 対象施設・事業

(1) 特定教育・保育施設

- ア 認定こども園（私立）
- イ 保 育 所 （私立）
- ウ 幼 稚 園 （私立）※私学助成を除く。

(2) 特定地域型保育事業

- ア 小規模保育事業
- イ 事業所内保育事業
- ウ 家庭的保育事業
- エ 居宅訪問型保育事業

※エについて、令和 7 年度においては対象事業無し。

3 指導形態

(1) 集団指導

各種基準の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認められる場合、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者・事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、対象となる施設・事業所において、設置者・事業者及び施設長と面談し、関係書類等を確認する方法により行う。すべての特定教育・保育施設等を対象に、おおむね 3 年に 1 回の頻度、その他、特に実地指導が必要と認められる特定教育・保育施設等を対象に、随時、実施することとし、特定教育・保育施設等の種類

運営主体及び過去の指導内容等を考慮のうえ、対象を選定する。

(3) 監査

実地指導中に著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断される場合や、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合に、南部広域市町村圏事務組合特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要綱第11条に基づいて行われる。

4 実地指導の重点項目

(1) 職員の配置状況の確認

各施設・事業所で配置すべき保育士等が、基準に基づく適正な配置となっているか。

(2) 重要事項説明書に記載すべき事項の確認

重要事項説明書（運営規程等の概要を記した文書）に記載すべき事項をすべて記載しているか。また、特定教育・保育の提供の開始に際し、あらかじめ保護者に交付し、説明を行った上で同意を得ているか。

(3) 運営規程に規定すべき事項及び関係市町への変更届提出の確認

運営規程に、各市町の条例で定められた重要事項をすべて規定しているか。また、運営規程を変更した場合には、関係市町に対し確認の変更届を提出しているか。

(4) 職員研修の確認

保育士をはじめとするそれぞれの職務内容に応じた専門性向上のため、施設・事業所内外の研修等を受講しているか。

(5) 処遇改善等加算Ⅱに係る諸手続き及び支給状況等の確認（過年度分）

過年度に処遇改善等加算Ⅱの認定を受けた施設・事業所について、処遇改善等加算Ⅱを適正に支給しているか（改善不足が生じていないか、対象職員には要件に基づき毎月の手当又は基本給により固定額を支給しているか等）。

(6) 委託費・給付費の確認

委託費・給付費を請求するに当たり、加算等の内容は適正か。

(7) 事故発生の防止及び発生時の対応の確認

事故が発生した場合の対応、及び、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告する方法等が記載された、事故発生の防止のための指針を整備しているか。

5 令和7年度実地指導実施数（予定）

	特定教育・保育施設						特定地域型保育事業								計	
	認定こども園 (私立)		保育所 (私立)		幼稚園 (私立)		小規模 保育事業		事業所内 保育事業		家庭的 保育事業		居宅訪問型 保育事業			
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
豊見城市	12	4	13	8	1	1	7	0	6	0	0	0	0	0	39	13
糸満市	15	5	13	8	1	1	16	0	0	0	0	0	0	0	45	14
南城市	7	2	18	11	0	0	5	0	1	0	1	0	0	0	32	13
南風原町	1	1	16	7	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	22	8
与那原町	1	0	7	4	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	14	4
八重瀬町	3	0	15	9	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	22	9
久米島町	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	1
計	39	12	84	48	2	2	40	0	9	0	4	0	0	0	178	62